

## 第49回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年2月10日（木）

午後6時45分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置等について
- (3) 医療提供体制の強化等の取組について
- (4) その他

### 3 閉 会

# 第49回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和4年2月10日（木）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

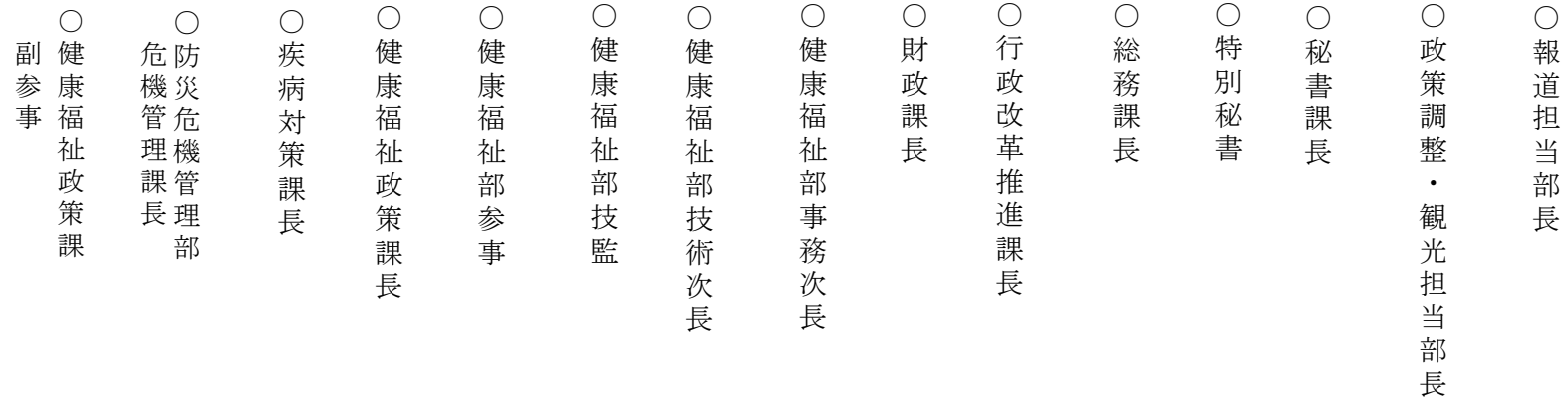
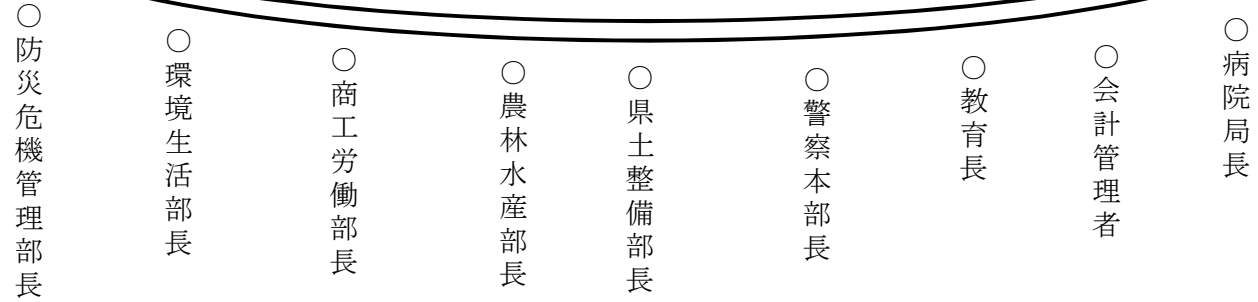
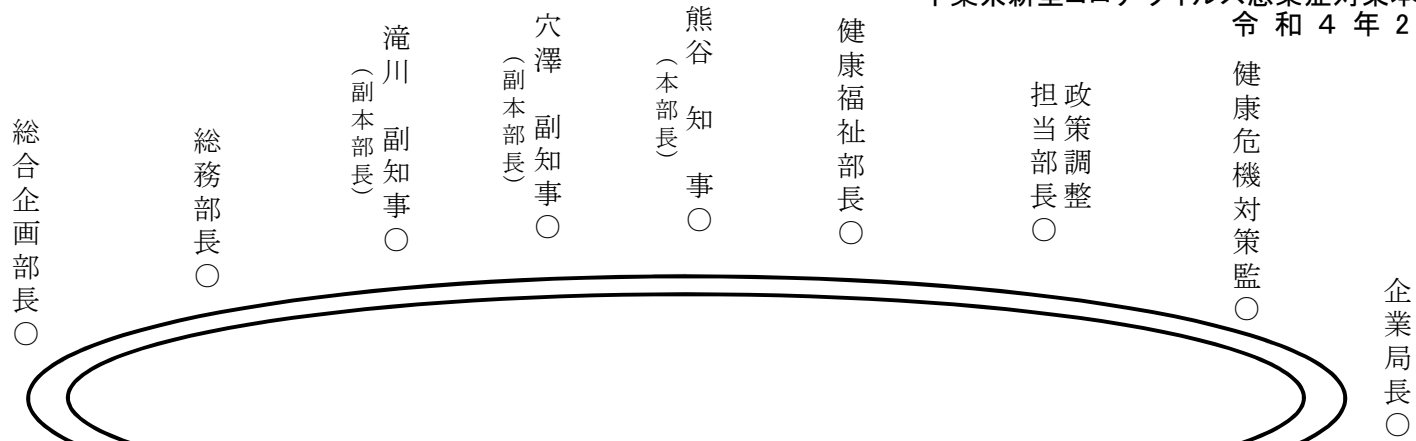
オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次  
令和4年2月10日

保健医療担当部長  
(WEB参加)

オブザーバー  
(WEB参加)

千葉市  
船橋市  
柏市  
市長会  
町村会



# 新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和4年2月10日(木)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

# 千葉県 の 感染状況等の推移① [2月9日時点]

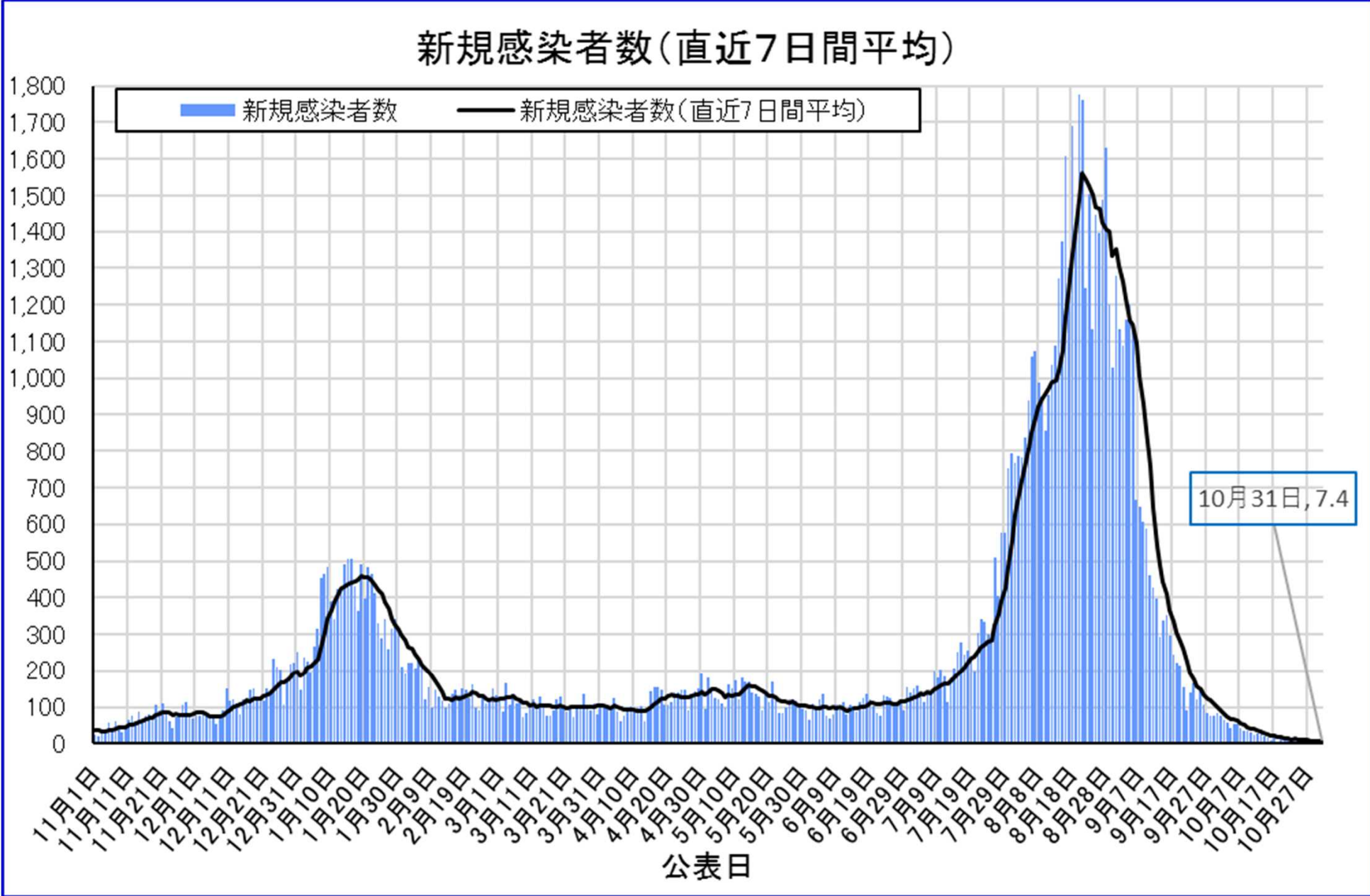
項目	12/22	12/29	1/5	1/12	1/19	1/26	2/2	2/9
新規感染者数	11	15	69	464	1604	2621	3943	4741
新規感染者数 (直近7日間平均)	7.0	6.7	26.6	249.0	1102.7	2445.1	3705.1	4933.0
(直近7日間合計)	49	47	186	1743	7719	17116	25936	34531
直近1週間と先週1週間の比較	0.94	0.96	3.96	9.42	4.43	2.22	1.52	1.33
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	0.78	0.75	2.96	27.79	123.07	272.90	413.52	550.56
PCR陽性率 (7日間移動平均、行政検査のみ)	0.42% (12/19時点)	0.30% (12/26時点)	0.75% (1/2時点)	4.65% (1/9時点)	13.78% (1/16時点)	23.87% (1/23時点)	42.35% (1/30時点)	53.45% (2/6時点)
確保病床使用率 ※ 1/1からフェーズ2に移行 ※ 1/27からフェーズ2Bに移行	3.1%	3.0%	4.6%	10.1%	17.9%	41.8%	54.2%	65.6%
(使用している病床数)	29	28	67	147	261	612	919	1094
(確保病床数)	939	939	1464	1462	1462	1464	1696	1668
確保病床使用率【フェーズ3】	1.7%	1.6%	3.8%	8.4%	14.9%	34.9%	52.5%	62.3%
(使用している病床数)	29	28	67	147	261	612	919	1094
(確保病床数)	1736	1736	1756	1751	1751	1752	1752	1756
即応病床使用率 ※ 1/1からフェーズ2に移行 ※ 1/27からフェーズ2Bに移行	3.1%	3.0%	6.6%	13.8%	21.1%	48.4%	68.7%	71.4%
(使用している病床数)	29	28	67	147	261	612	919	1094
(即応病床数)	939	939	1011	1063	1239	1265	1338	1532
入院率	48.3%	53.8%	33.0%	8.2%	3.4%	3.7%	3.8%	3.2%
入院者数	29	28	67	147	261	612	919	1094
療養者数	60	52	203	1790	7714	16523	24324	34674

# 千葉県 の 感染状況等の推移② [2月9日時点]

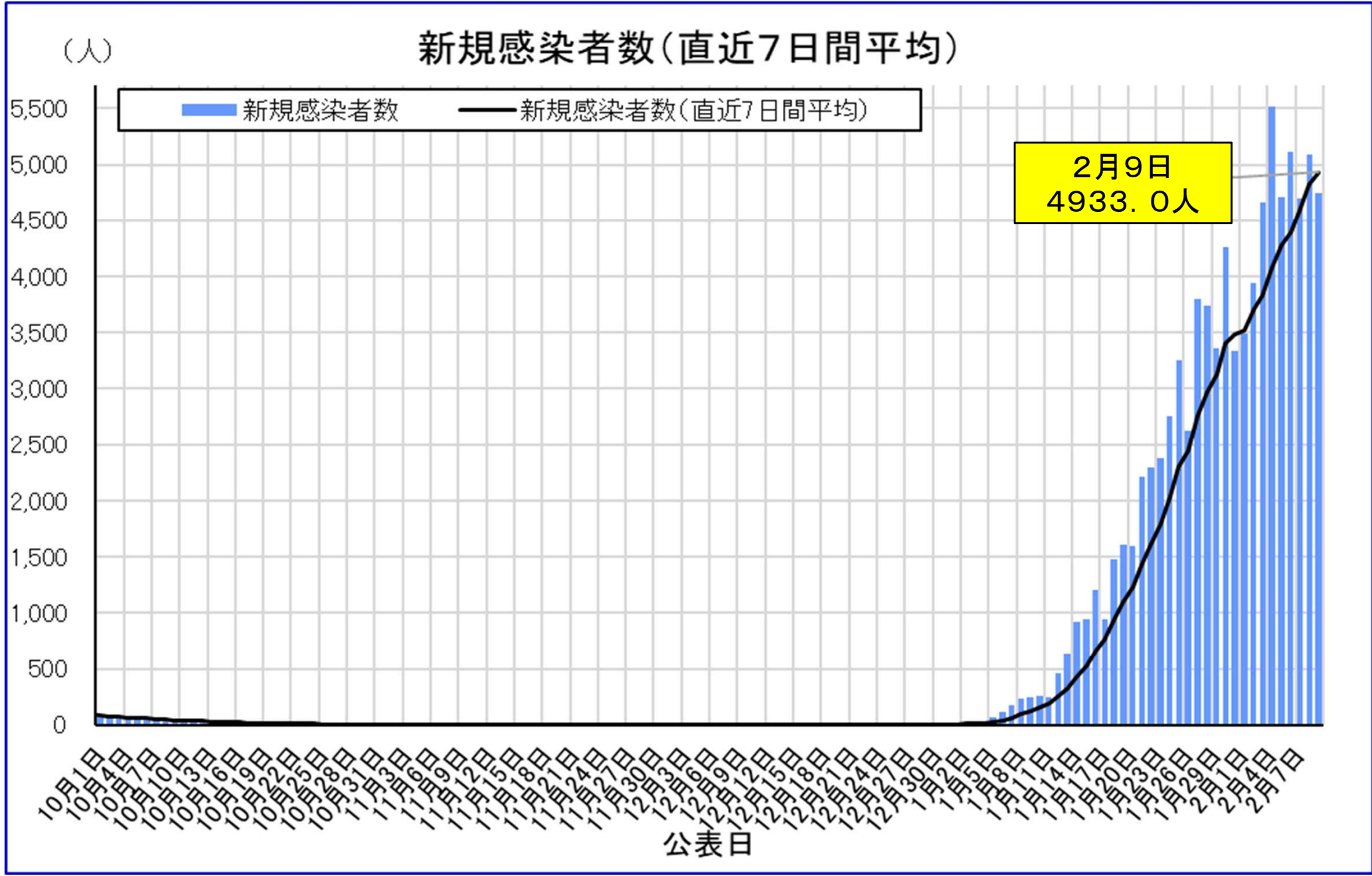
項目	12/22	12/29	1/5	1/12	1/19	1/26	2/2	2/9	
重症者用確保病床利用率 ※ 1/1からフェーズ2に移行 ※ 1/27からフェーズ2Bに移行	0.00%	1.28%	0.81%	0.00%	0.00%	3.25%	8.9%	15.3%	
(重症者数)	0	1	1	0	0	4	11	19	
(重症者用確保病床数)	78	78	124	123	123	123	123	124	
重症者用確保病床利用率【フェーズ3】	0.0%	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%	2.2%	6.1%	10.6%	
(重症者数)	0	1	1	0	0	4	11	19	
(重症者用確保病床数)	78	78	83	95	179	179	179	179	
重症者用即応病床利用率 ※ 1/1からフェーズ2に移行 ※ 1/27からフェーズ2Bに移行	0.0%	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%	3.4%	9.2%	15.8%	
(重症者数)	0	1	1	0	0	4	11	19	
(重症者用即応病床数)	78	78	83	95	119	119	120	120	
全療養者数	60	52	203	1790	7714	16523	24324	34674	
酸素投与を要する人の数（重症者含む） ※病院からの報告ベース	7	4	3	8	40	113	267	349	
自宅療養者数及び療養等調整中の合計値（人口10万人当たり）	0.4	0.3	1.8	22.2	108.9	243.9	362.2	523.2	
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	0.4%	0.3%	0.9%	11.1%	24.4%	16.6%	14.7%	13.9%	
(使用している部屋数)	7	6	19	223	491	376	334	314	
(確保部屋数)	1843	1843	2011	2011	2011	2267	2267	2267	
ワクチン接種率（2回目）※	74.29%	75.02%	75.06%	75.16%	75.28%	75.37%	75.46%	出展データ 更新待ち	
レベル2から3 への移行指標 (移行値： 60%超)	3週間後に必要とされる病床数の フェーズ2Bの即応病床利用率 ※ 1/27からフェーズ2Bに移行	-	-	57.6%	685.4%	607.9%	409.4%	293.2%	324.2%
	(3週間後に必要とされる病床数 ・予測ツールによる算定)	-	-	843	10020	8887	5993	4973	5408
	(フェーズ2Bの即応病床数) ※ 1/27からフェーズ2Bに移行	-	-	1464	1462	1462	1464	1696	1668

# 新規感染者数（直近7日間平均）①

○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和4年1月上旬から増加傾向となり、2月9日時点では4933.0人となっている。



# 新規感染者数（直近7日間平均）②

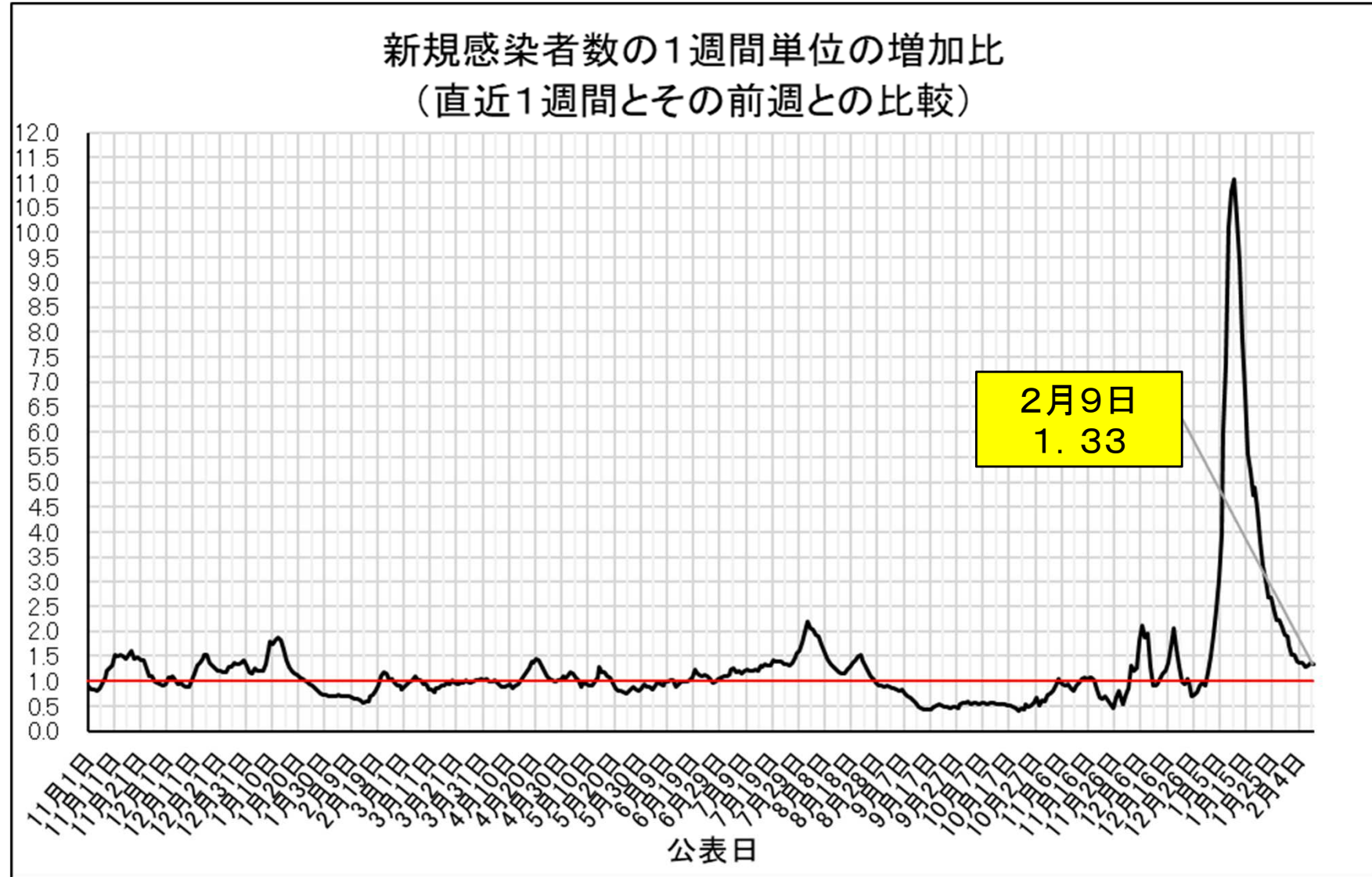




# 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和4年1月上旬から増加傾向となり、2月9日時点では1.33となっている。

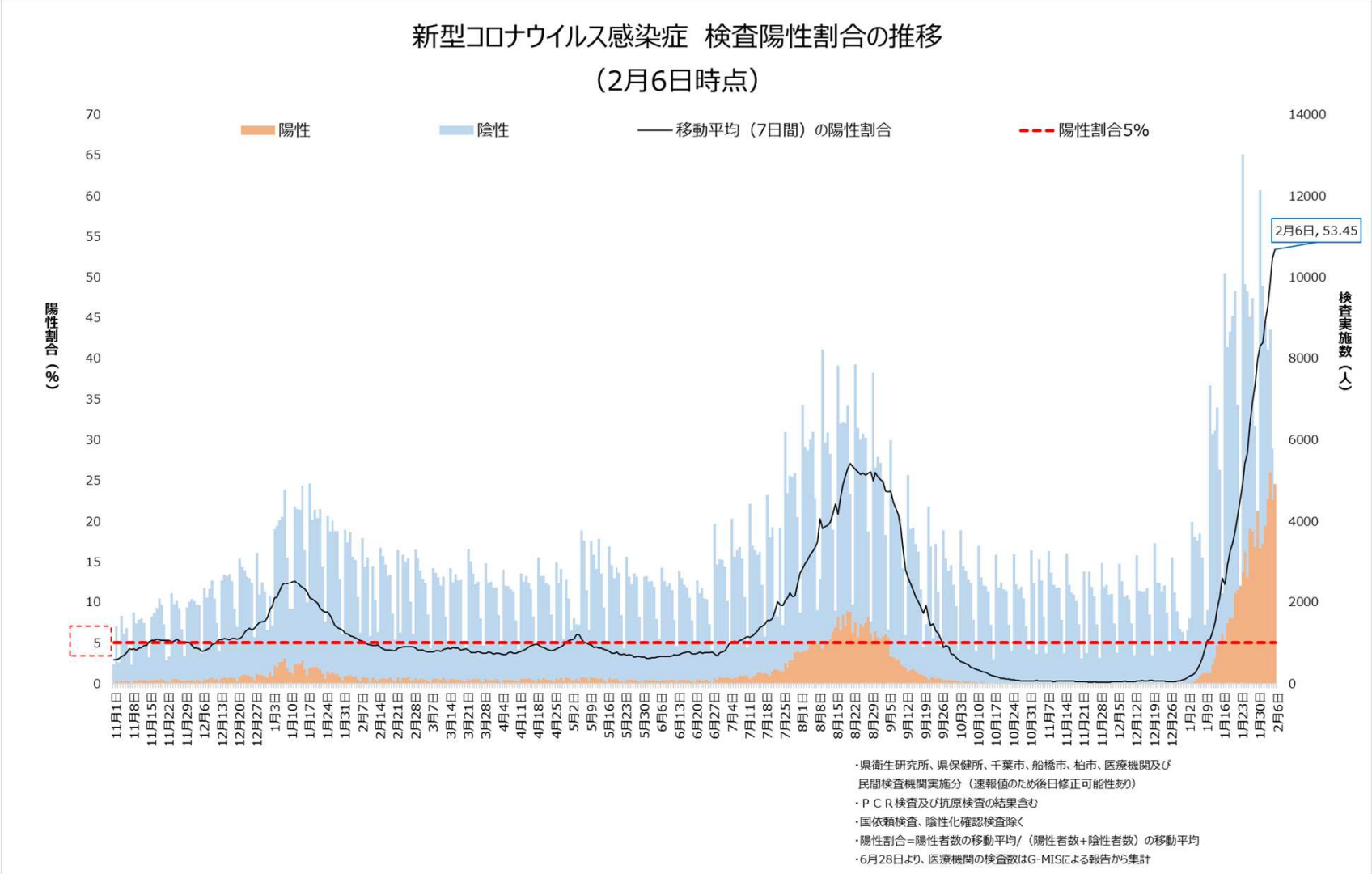
(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



# PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、令和4年1月上旬から増加傾向となり、直近1週間の平均は53.45%となっている。

新型コロナウイルス感染症 検査陽性割合の推移  
(2月6日時点)

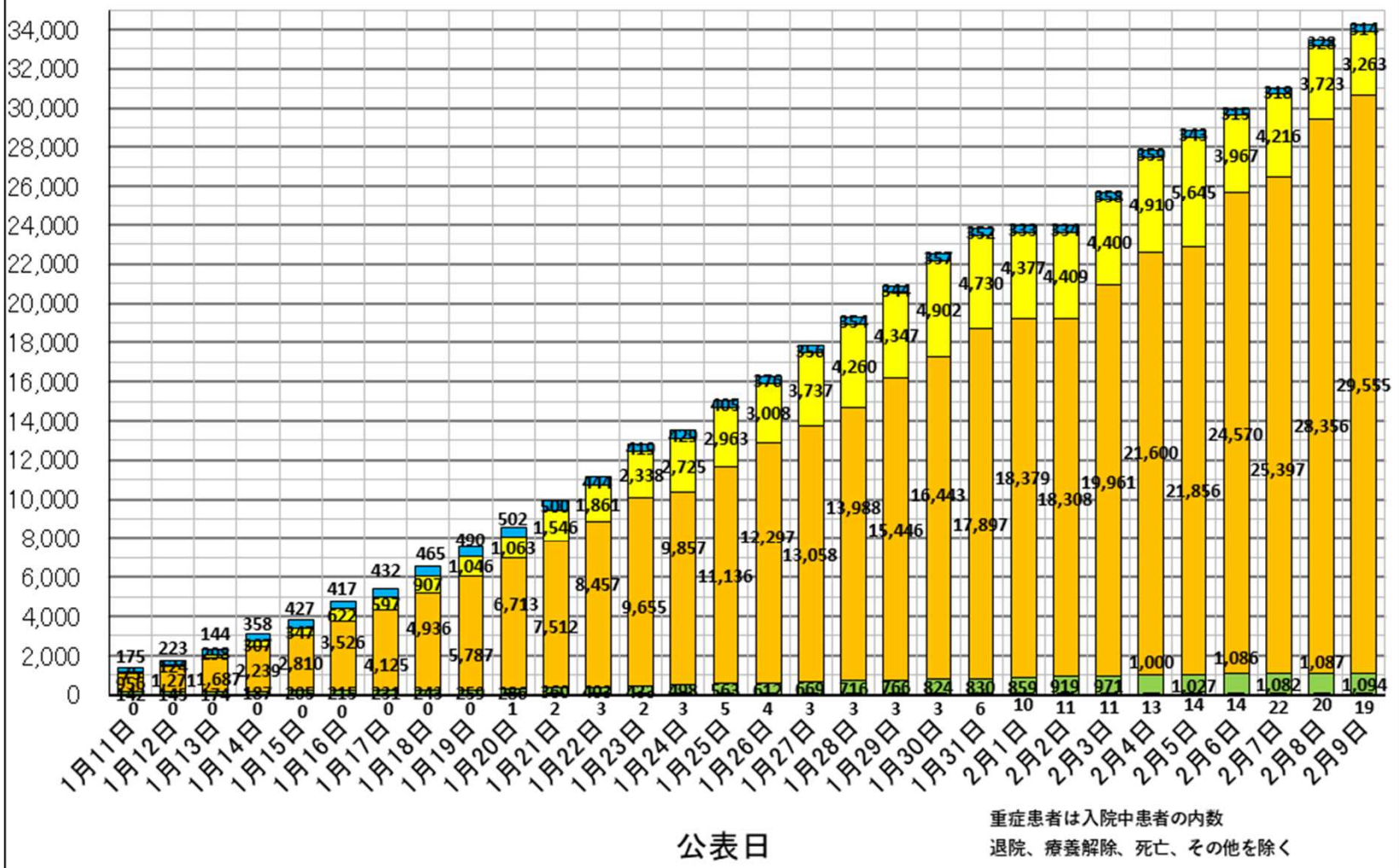


期間	陽性割合
12/13 ～12/19	0.40%
12/20 ～12/26	0.28%
12/27 ～1/2	0.69%
1/3 ～1/9	4.28%
1/10 ～1/16	13.07%
1/17 ～1/23	22.77%
1/24 ～1/30	39.97%
1/31 ～2/6	53.45%

# 感染者の状況別内訳

## 新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)

■入院中 ■自宅療養 ■入院・ホテル療養等調整中 ■ホテル療養 ■重症



療養が必要な方: 34,226名

ホテル療養	314名
入院・ホテル療養調整中	3,263名
自宅療養	29,555名
入院中 (うち重症)	1,094名 (19名)

# 新規感染者の公表数（令和4年1月10日～）

（ ）内は直近7日間の合計

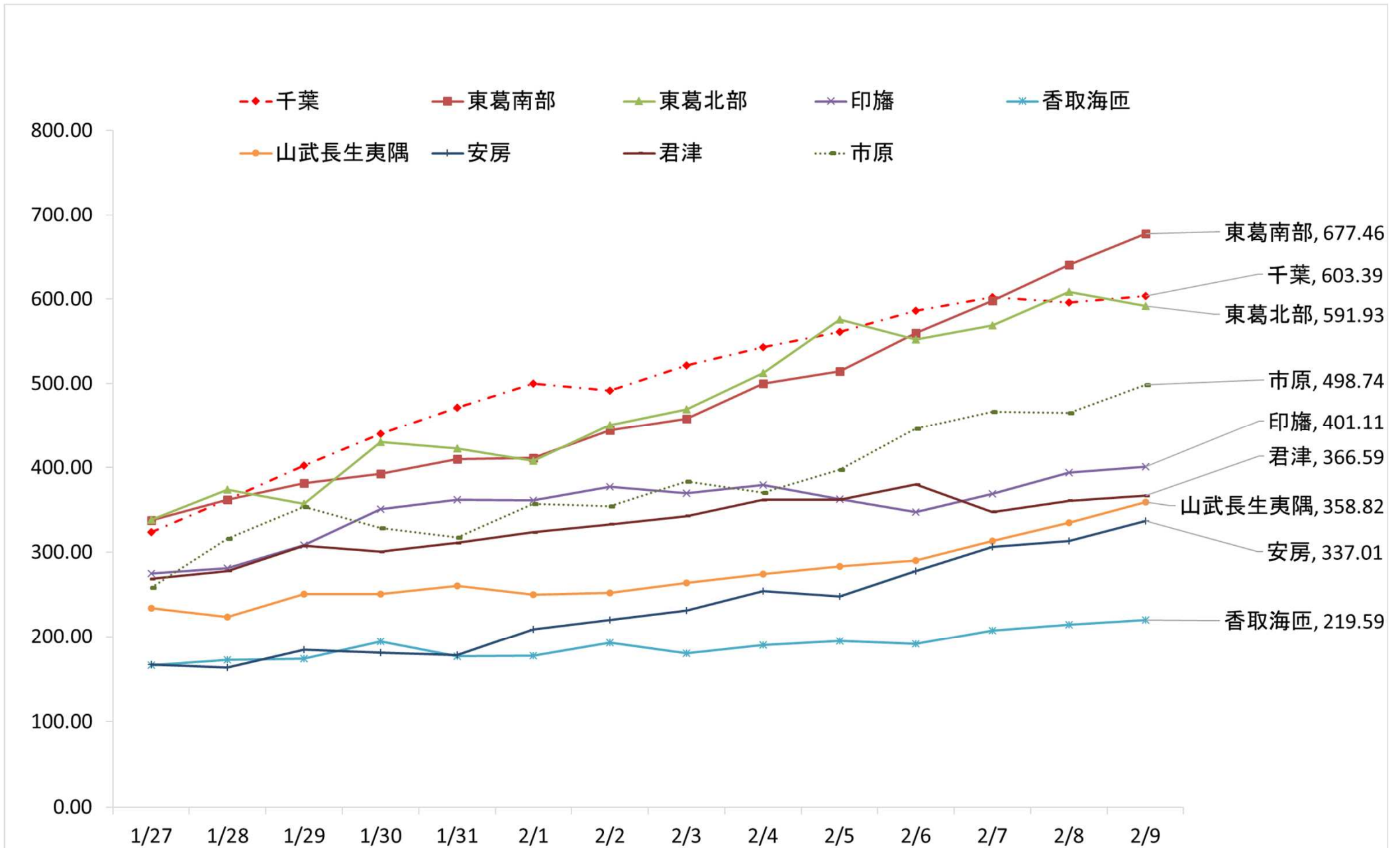
[ ]内は直近1週間とその前週との比較

	月	火	水	木	金	土	日
1月	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	255名 (1130名)	252名 (1348名)	464名 (1743名)	633名 (2265名)	916名 (3010名)	945名 (3716名)	1207名 (4672名)
	[11.08]	[10.29]	[9.42]	[7.86]	[6.83]	[5.57]	[5.20]
	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
	940名 (5357名)	1474名 (6579名)	1604名 (7719名)	1594名 (8680名)	2215名 (9979名)	2295名 (11329名)	2382名 (12504名)
	[4.74]	[4.88]	[4.43]	[3.83]	[3.32]	[3.05]	[2.68]
	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	2759名 (14323名)	3250名 (16099名)	2621名 (17116名)	3795名 (19317名)	3744名 (20846名)	3365名 (21916名)	4257名 (23791名)
	[2.67]	[2.45]	[2.22]	[2.23]	[2.09]	[1.93]	[1.90]
2月	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	3343名 (24375名)	3489名 (24614名)	3943名 (25936名)	4659名 (26800名)	5516名 (28572名)	4716名 (29923名)	5113名 (30779名)
	[1.70]	[1.53]	[1.52]	[1.39]	[1.37]	[1.37]	[1.29]
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	4695名 (32131名)	5091名 (33733名)	4741名 (34531名)				
[1.32]	[1.37]	[1.33]					

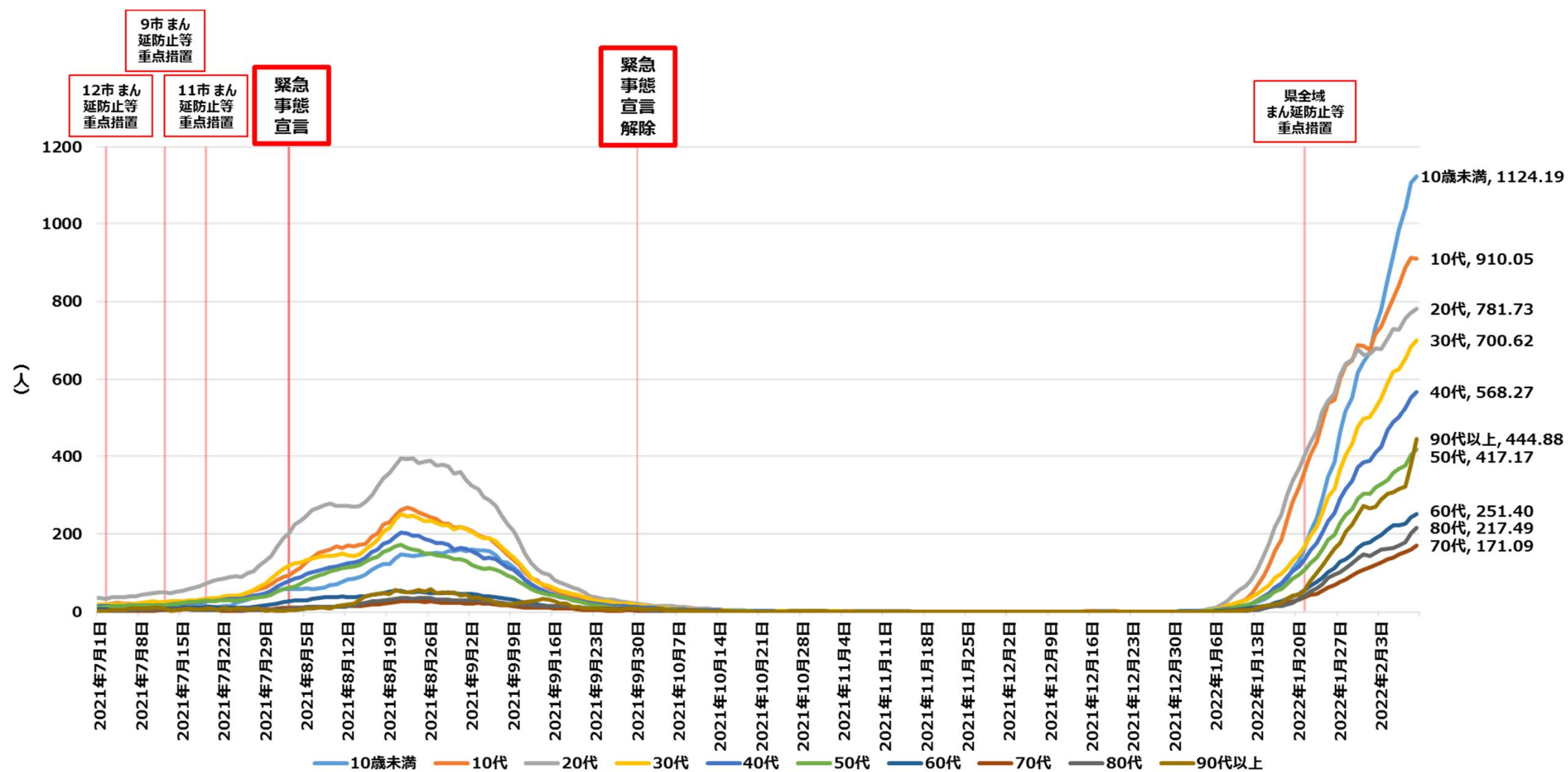
桃色は前週と比較して増加

青色は前週と比較して減少

# 2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



# 人口10万人当たり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 2月9日発表分まで〉

## まん延防止等重点措置の主な取組み

令和4年2月10日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

対策の期間	令和4年1月21日（金）から3月6日（日）まで	
区域	千葉県全域	
県民の皆様へ	外出について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛</li> <li>● 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動を</li> </ul>
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認証店・確認店の利用を</li> <li>● 21時以降は、飲食店に出入りしない</li> <li>● 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内で</li> <li>※ 結婚披露宴は参加者全員の陰性証明により5人以上でも可</li> <li>● なるべく少人数で黙食を基本。会話をする際は、必ずマスク着用（不織布マスクを推奨）</li> <li>● 箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底</li> <li>● 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守る</li> </ul>
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施</li> </ul>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一グループ・同一テーブル4人以内で</li> <li>※ 結婚披露宴は参加者全員の陰性証明により5人以上でも可</li> <li>● 営業時間は、認証店・確認店は21時まで、それ以外は20時まで</li> <li>● 認証店・確認店以外は、酒類提供を停止</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業種別ガイドラインを遵守</li> <li>● 出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進</li> <li>● 大規模な集客施設は、イベントと同様の人数制限を要請（一定の条件を満たす場合は個別相談に応じる）</li> <li>● 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者における業務の継続</li> <li>● 業務継続計画の確認等</li> </ul>	
イベント主催者等	<p>① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：2万人まで</p> <p>② ①以外の場合 収容率：100%（大声なし）又は50%（大声あり） かつ 人数上限：5,000人</p> <p>※ ワクチン・検査パッケージ制度、対象者全員検査での制限緩和は行わない</p>	

本資料の内容については、本日中に示される予定の国の基本的対処方針及び事務連絡の内容を踏まえ修正することがあります。

## 案

令和4年2月10日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和4年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県における、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

#### 1 基本的対処方針の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等の取組を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- (2) その上で、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的病床等を確保するための具体的措置を講じる。

#### 2 県における基本的な考え方

- (1) 国の基本的対処方針に沿った措置等を行う。
- (2) 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。
- (3) 感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者に求める。まん延防止等重点措置の実施に当たっては、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- (4) 地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ1月21日から3月6日までとする。



### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

#### (1) 県民の皆様へ

##### ○ **感染リスクが高い場所への外出等の自粛【第24条第9項】**

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動を心がけてください。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動<sup>※</sup>、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等（認証店・確認店以外の飲食店等）の利用を自粛してください。  
<sup>※</sup> 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

##### ○ **飲食時の注意【第24条第9項】**

- ・ 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。）としてください。  
なお、結婚披露宴を行う場合において、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のとき<sup>※</sup>は、同一テーブル5人以上でも可とします。  
<sup>※</sup> 3日以内のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。
- ・ 飲食は、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際は、必ずマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）を着用するようお願いいたします。
- ・ 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- ・ 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさのアクリル板等が設置されている店を選んでください。
- ・ 食事は、短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- ・ 箸やコップは使いまわさないでください。
- ・ 手指消毒を徹底してください。
- ・ 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用してください。  
<sup>\*</sup> お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。
- ・ 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守ってください。

##### ○ **21時以降、飲食店の利用自粛【第31条の6第2項】**

- ・ 認証店及び確認店の営業時間を21時まで短縮するよう要請しますので、21時以降は飲食店を利用しないでください。

## ○ 基本的な感染対策を徹底【第24条第9項】

- ・ 「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避を参考にしてください。
  - ※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。
  - 「10のポイント」  
URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)
  - 「新しい生活様式の実践例」  
URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)
  - 「感染リスクが高まる「5つの場面」」  
URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03\\_5scenes.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf)
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。
- ・ 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤、登校を含め、外出を控えましょう。なお、特に発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げするため、あらかじめ医療機関に連絡してください。

## ○ 検査について

- ・ 感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。
- ・ この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、知事の要請として扱われます。
- ・ 検査実施拠点一覧は、千葉県ホームページに掲載しています。  
「千葉県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業」  
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/percmuryouka.html>
- ・ 区域は県内全域、期間は、当面の間とします。ただし、感染拡大の状況や、抗原検査キットの供給状況等を踏まえ、一時的に、無料検査は原則として抗原定性検査でなくPCR検査等を選択するようお願いします。なお、今後、更に検査需要が高まり、市場がひっ迫した場合等は無料検査を変更又は中止することがあります。
- ・ 本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診をお願いします。
- ・ 本事業の検査結果は、新型コロナの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。

す。

- ・ 検査で陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。検査拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることはなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。
- ・ 検査の際は、今後の対策の参考とするため、アンケートに御協力をお願いします。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第24条第9項】

### 【収容率・人数上限の目安等】

- ① 感染防止安全計画<sup>※1</sup>を策定し、県による確認を受けた場合

人数上限：2万人まで

\* ワクチン・検査パッケージ制度及び入場に当たってのPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

\* 既に感染防止安全計画を策定し県による確認を受けている場合は、令和4年1月22日までに販売された入場券等に限り、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

- ② ①以外の場合

収容率：100%（大声<sup>※2</sup>なし）又は50%（大声あり）

かつ

人数上限：5,000人

※1 感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出していただくものです。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは、「大声なし」の担保が前提です。

なお、従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントについては、①の人数上限を適用しない場合は、感染防止安全計画の策定は不要です。

また、既に「感染防止策チェックリスト」を公表している場合で、まん延防止等重点措置の適用により新たに感染防止安全計画の策定対象となった場合（5,000人を超えるイベントなど）は、原則2週間前までに計画を県に提出し、県の確認を受けてください。

※2 「大声」とは「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。

### 【留意事項】

- 催物開催に当たっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。

- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCO A）の利用を推奨してください。
- 感染防止安全計画の提出は、イベント開催の 2 週間前までに行うように努めてください。また、感染防止安全計画を提出した場合は、イベント終了後、1 か月以内を目途に、結果報告書を県に提出してください。
- 県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、「感染防止策チェックリスト」をホームページやSNS等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。（従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントを除きます。）
- 感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

※ 開催制限の目安、感染防止安全計画の提出方法等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

※ 上記の条件のほかは、令和 4 年 2 月 10 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」のとおりとします。

※ 提出いただいた結果報告書は、他の都道府県や関係府省庁へ情報提供する場合があります。

### （3）事業者の皆様へ

#### ① 全ての事業者等の皆様へ

##### 【第 24 条第 9 項】

- 業種別ガイドラインを遵守してください。

##### 【お願い】

- 人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知して

ください。

- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン\*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。
  - ※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」及び「事業所におけるオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」を御確認ください。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20220210workplace.pdf>
  - ※ 業種別のガイドライン  
(内閣官房ホームページ)  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
  - ※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
  - ※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>
- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。  
《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》  
(千葉県ホームページ)  
[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2\\_ryuuiten.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf)
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けてください。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 別表1に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続してください。
- 職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経

済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の確認等を進めてください。

## ② 「飲食店<sup>\*1</sup>」・「施設（飲食店を除く）<sup>\*2</sup>」の皆様へ

別表2に記載した要請の内容に従って御協力をお願いします。

- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。なお、遊興施設のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）を含みます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。
- また、以下の施設が該当します。
- ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
  - ・ 運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
  - ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない商品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）

県の営業時間の短縮要請等に応じていただいた飲食店等には協力金を支給します。

- ※ 原則として、認証店又は確認店の方には、全期間御協力いただいた場合、協力金を支給します。（2月14日から御協力いただけなかった場合においても、2月17日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から3月6日までの日数分を支給します。）
- ※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。
- ※ ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。
- ※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

## 4 その他の事項

### (1) Go to イート事業について

- Go to イート 食事券の新規発行の一時停止  
【継続：令和4年1月15日～】（当面の間）
- Go to イート 食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけ  
【継続：令和4年1月25日～】（当面の間）
- ※ 店内での飲食を控えていただくもので、テイクアウト、デリバリーでの利用を控えていただく必要はありません。
- ※ 食事券の利用期限について、令和4年2月28日までとしていましたが、事業停止期間を反映して延長することとしており、具体的な期限は事業再開時に発表いたします。

### (2) 「千葉とく旅キャンペーン」について

- 新規予約受付の停止【継続：令和4年1月15日～】（当面の間）
- 予約済の旅行・宿泊商品の割引利用の停止  
【継続：令和4年1月21日～】（当面の間）
- ※本キャンペーンを再開する場合は特設サイト等で改めて発表いたします。  
特設サイトURL <https://chibatokutabi-cpn.com>

【問合せ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630  
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

無料検査に関すること

取材対応：健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2574  
一般問合せ：専用コールセンター TEL 050-5050-1478  
※ 9時から17時（土日・祝日を除く）

飲食店の営業時間短縮に関すること

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630  
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関すること

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709  
一般問合せ：専用コールセンター（飲食店） TEL 0570-783-939

ただし、認証店に関すること

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

ただし、飲食店の見回り又は確認店に関すること

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-3866

ただし、「Go To イート」に関すること

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790  
一般問合せ：「Go Toイート」千葉県事務局 TEL 0570-052-120

ただし、「千葉とく旅キャンペーン」に関すること

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484  
一般問合せ：「千葉とくキャンペーン」事務局 TEL 0570-077-782

※ 土日・祝日を含む 9時から18時

ただし、「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業に関すること

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484  
一般問合せ：「ディスカバー千葉」一般コールセンター TEL 0570-054-389

※ 土日・祝日を含む 8時半から17時半



# 別表 1

国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な 方々の保護の継 続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な 生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、 上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製 造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給 関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネ ット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り 関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグ ストア 等
	家庭用品のメンテナ ンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事 業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持 に係る設備・サービス、自家用車等の整 備 等	
社会の安定の 維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジ ットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造 業・サービス業の維 持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維 持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社 会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、 廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	保育所等の児童福祉施設、放課後児童ク ラブ 等

## 別表 2

### 事業者の皆様への要請 (3(3)②関係)

以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等、「3(3)①全ての事業者等の皆様へ」に記載されている事項を徹底してください。

**根拠法令** 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法  
 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容
<p>「飲食店※<sup>1</sup>」・「遊興施設※<sup>2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）</p>	<p><b>法 24 条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数制限（同一グループ・同一テーブル4人以内※<sup>3</sup>。ただし、乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>* 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル4人以内」である旨を掲示してください。</li> <li>* 結婚披露宴を行う場合において、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のとき※<sup>4</sup>は、同一テーブル5人以上でも可とします。（「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」又は「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」に限ります。）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、この取扱いを希望する場合は、県に申し出ください。</p> <p><b>法 31 条の 6①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21時から5時は営業しない</li> <li>② 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」以外 20時から5時は営業しない 酒類提供停止</li> </ul> </li> <li>・ 下表1の感染防止対策の徹底。</li> </ul>

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

※3 ワクチン検査・パッケージ制度及び対象者全員検査による緩和は、実施しません。

※4 3日以内のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容
施行令 11 条施設（1,000 m <sup>2</sup> 超え）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館</li> <li>・ 集会場、公会堂</li> <li>・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール</li> <li>・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</li> <li>・ 運動施設又は遊技場の一部               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど</li> </ul> </li> <li>・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）</li> </ul>	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下表 1 の感染防止対策の徹底</li> <li>・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）</li> </ul> <p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの人数制限と同様の人数制限（※）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動施設又は遊技場の一部               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど</li> </ul> </li> <li>・ 遊興施設の一部               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</li> </ul> </li> <li>・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）</li> <li>・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）</li> </ul>	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下表 1 の感染防止対策の徹底</li> <li>・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）</li> </ul>

※ 感染防止安全計画を策定し県による確認を受けた施設で、イベントの上限人数 2 万人を超える人数の入場を希望する場合は、その人数が収容率の 50%を超えないときに限り、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は、個別に相談に応じます。

下表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願について、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
  - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
  - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
  - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
  - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
  - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

## 医療提供体制の強化等の取組

令和 4 年 2 月 10 日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染急拡大に対応するための本県の取組について、次のとおり取りまとめた。

※（○増）とあるのは、令和 4 年 1 月 19 日開催の第 46 回対策本部会議からの増加分

## 1 医療提供体制の強化

## (1) 病床の確保・臨時の医療施設の整備

## ア 病床の確保【拡充】

現在の即応病床は 1,532 床（フェーズ 2 B）（388 床増：2 月 9 日現在）

確保病床は 1,668 床（フェーズ 2 B）（2 月 9 日現在）

最大確保病床数は 1,756 床（5 床増：2 月 9 日現在）

昨年夏の夏の感染状況を踏まえ、感染力がより強くなった場合も想定し策定した保健・医療提供体制確保計画に則り、感染状況に応じ病床を確保

## イ 入院待機ステーションの設置【継続】

千葉市内 10 床（2 月 7 日から受入れ再開）

## ウ 夜間外来を伴う医療機関の確保【継続】

5 医療機関で、2 月 14 日からの再稼働に向けて準備中

## エ 発熱外来の確保【拡充】

807 医療機関（5 機関増：2 月 4 日現在）

うち、公表を承諾した 540 医療機関（2 機関増）の情報の一覧をホームページで公表

新たに地図上で所在地を確認できるようにしたものを公表することにより利便性を向上

## オ 臨時の医療施設等の確保【拡充】

(ア) 県がんセンター旧病棟を活用した臨時の医療施設 48 床（22 床増：2 月 10 日現在）

(イ) ちばぎん研修センターを活用した臨時の医療施設 110 床（2 月 3 日稼働）

(ウ) キックマンアリーナ（流山市）を活用した臨時の医療施設約 50 床を 2 月中旬の受入開始に向けて準備中

引き続き、新たな臨時の医療施設の開設を図る。

## ※ さらなる感染拡大時の対応

仮に所要の措置を行っても感染が拡大し、医療のひっ迫が見込まれる場合には、県民にさらなる行動制限を求めるとともに、通常医療の制限の拡大の下、緊急的に病床を確保する。また、さらなる医療のひっ迫が見込まれる場合、他の都道府県からの医療人材の派遣等について国へ要請する。

## カ 後方支援医療機関等の確保【継続】

107 病院（2 月 8 日現在） 90 介護老人保健施設（2 月 8 日現在）

新型コロナウイルス感染症患者用病床の対応能力を拡大するため、早期退院者（陰性確認未了の者を含む）の受け入れに協力する医療機関を、

それぞれが受け入れ可能な患者等の関連情報とともにリスト化し、治療にあたる医療機関に提供

また、退院基準を満たす要介護高齢者の受け入れに協力する介護老人保健施設についても必要な医療機関に提供

引き続きこれらの医療機関等の拡充に向けて、働きかけを実施

## (2) 自宅・宿泊療養者への対応

### ア 往診体制の強化等

#### (7) 医療機関を活用した取組【拡充】

医療機関等へ往診等について協力を依頼

対応可能医療機関等(2月7日現在) 医療機関:584 機関(1 機関増)

訪問看護事業所:204 事業所

(11 事業所増)

#### (4) 民間事業者を活用した取組【継続】

民間事業者へ委託し、夜間・休日の往診やオンライン診療の実施体制強化

#### (ウ) 在宅酸素療法への対応【拡充】

自宅における酸素療法の実施体制の確保

対応可能医療機関等(2月7日現在) 医療機関:183 機関(10 機関増)

訪問看護事業所:130 事業所

(5 事業所増)

医療機関が酸素濃縮装置を確保できない際に貸し出しを実施

確保数 200 台(2月7日現在)

#### (イ) オンライン診療・往診・訪問看護等を行う体制の構築【継続】

往診・訪問看護に対する協力金制度の運用やオンライン診療に係る医師向け研修動画の配信等による更なる体制の強化

### イ 自宅療養者フォローアップセンターの設置

保健所の実施する自宅療養者への健康観察業務や健康相談業務を支援するために設置(9月1日から開設)

#### (7) 健康観察業務【拡充】

従事者数 42 名(10 名増:2月7日現在)

#### (4) 健康相談業務【拡充】

##### ① 看護師等による電話相談

従事者数(日中[2月2日から]) 20 名(2月10日現在)

(夜間[9月1日から]) 11 名(2月7日現在)

##### ② 医師によるチャット相談

登録医師数(アプリ上) 300 名以上(2月7日現在)

### ウ 自宅療養者の症状把握のためのパルスオキシメーターの確保【拡充】

確保数 55,334 台(3万台増:2月7日現在)

95,334 台(7万台増:2月中旬予定)

自宅への配達について、保健所に配置した車両・ドライバーの活用等に加え、民間宅配事業者への委託により、本庁で処理する方式を追加(1月25日から)

#### エ 配食サービスの強化【拡充】

配送能力 1,000 件程度／日（500 件増：2 月 7 日現在）  
2,500 件程度／日（2,000 件増：2 月 15 日予定）

サービス申し込みについて、保健所での聞き取りから、千葉県ホームページ電子申請サービスにより陽性者が直接申し込み、本庁で処理する方式に変更（2 月 1 日から）

#### オ 宿泊療養施設等の拡充【拡充】

確保室数 2,290 室（279 室増：2 月 7 日現在）

宿泊療養施設の利用促進のため、千葉県ホームページ電子申請サービスを活用し、50 歳未満かつ基礎疾患のない陽性者の入所調整を本庁で実施

#### カ 市町村との連携【継続】

覚書を締結し、患者情報を共有し、健康観察及び生活支援等を実施  
覚書の締結数 50 市町村（2 月 10 日現在）

### （3） 保健所の体制強化【拡充】

感染拡大が継続する中、保健所が、適切に把握された陽性者の情報に基づき、重症化リスクの高い方に対して、保健所がより重点的に支援できるよう、人員体制の確保とともに、保健所業務の効率化を図る。

- ・ 1 月 11 日から応援職員を順次派遣（2 月 7 日現在 185 人）
- ・ 1 月 11 日から本庁での発生届のハースへの入力
- ・ 市町村職員による応援を順次受け入れ（2 月 7 日現在 20 市 34 名）
- ・ 1 月 25 日から本庁でのパルスオキシメーターの配達処理を開始（1（2）ウ参照）
- ・ 2 月 1 日から本庁での配食サービスの申し込み処理を開始（1（2）エ参照）
- ・ 令和 4 年 1 月 24 日から、新型コロナウイルス感染者等に対して、携帯電話へのショートメッセージ（SMS）を活用して、療養に必要な情報等を提供するシステムの運用を開始  
これに伴い、重症化リスクの高い 50 歳以上か基礎疾患等のある方へ保健所の支援を重点化
- ・ 患者（疑いを含む。）本人による基本情報の入力システム（イマビス）の活用

### （4） 医療人材の確保等【拡充】

臨時の医療施設等の運営に必要な医療人材について、民間事業者の活用に加え、近隣の医療機関、地域の医師会、訪問看護ステーション等との連携などにより確保を進めている。

### （5） IT を活用した稼働状況の徹底的な「見える化」【継続】

国が医療機関別の病床の確保状況・使用率等を毎月 2 回公表することから、各医療機関に対し、G-MIS への病床の使用状況等の入力を徹底

## (6) 感染した妊婦への対応強化【継続】

周産期母子医療センター等と連携して、感染した妊婦の入院受け入れ態勢を整備するとともに、自宅療養中の妊婦への容体急変等に備えた対応を強化

- ・ 妊婦対応可能な確保病床を確保  
フェーズ2 B 41床 (20機関)  
フェーズ3 43床 (21機関)
- ・ 周産期母子医療センターやかかりつけ医者が連携して、自宅療養中の妊婦・胎児の状況をモニタリング
- ・ 広域で入院調整が必要となった場合に、関係医療機関の受入可否等を一斉照会・共有する入院調整一斉照会システムを活用して迅速な調整を実施

## 2 ワクチン接種の促進【継続】

### (1) 現在の接種状況 (2月8日時点)

- ・ 接種対象人口に対する接種率 (医療従事者等を含む)  
1回目: 88.9%    2回目: 88.1%    3回目: 7.3%
  - ・ 全人口に対する接種率  
1回目: 80.6%    2回目: 79.9%    3回目: 6.7%
- ※ 詳細は別紙

### (2) 1回目、2回目未接種者への接種機会の確保

1・2回目接種も引き続き行う旨を県ホームページで周知するとともに、SNSやラジオCMなどを用いて情報発信を実施

### (3) 3回目の接種における市町村支援

- ・ 12月から開始された3回目の接種の速やかな実施のため、県による集団接種会場を2月15日から開設
- ・ 3回目の接種を円滑に進めるため、希望するワクチンに偏りが生じないように、交接種やモデルナ社ワクチンの有効性、安全性を周知するとともに、ワクチンの配分調整や進捗管理等を通して、市町村を支援
- ・ 教員、保育士等の優先接種を進めるよう市町村に対して通知を发出

#### ※ 3回目接種の見通し (目安)

令和3年12月から	医療従事者への接種開始
	高齢者施設入所者等への接種開始
令和4年1月から	一般高齢者への接種開始
2月から	一般高齢者への接種本格化
	一般の方への接種開始
	(接種券が届いている接種間隔6か月以上の方)

※ 接種券は接種時期が近づいた方へ市町村から送付



### 3 治療薬の投与体制の整備

関係機関と連携し、使用可能な医療機関・薬局数を拡大

#### (1) 中和抗体薬【継続】

登録機関数

ロナプリーブ 179 医療機関

ゼビュディ 77 医療機関

令和4年1月19日厚生労働省公表データ（令和3年12月31日現在）

#### (2) 経口薬【継続】

登録機関数

ラゲブリオ 559 医療機関

642 薬局

令和4年1月21日厚生労働省公表データ（令和4年1月15日現在）

### 4 高齢者施設等の感染拡大防止

#### (1) 感染防止対策の徹底【継続】

##### ア 基本的感染防止対策の徹底

各施設等に対し、オミクロン株の特性も踏まえ、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等、基本的な感染防止対策の徹底を改めて周知

##### イ クラスターが発生した施設等への専門家派遣（5参照）

#### (2) 施設内療養を行う場合の環境整備【拡充】

高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内療養の環境を整備するため、必要に応じて酸素投与を受けながら療養できるよう、診療に当たる医療機関が酸素濃縮装置を確保できない場合には、県が確保した酸素濃縮装置の貸出しを実施

#### (3) 早期発見のための検査体制整備【継続】

高齢者施設・障害児者施設の従業者等に対する検査に係る集中的実施計画を策定の上、これらの者に対する頻回検査を実施

検査の結果、陽性が確認された者については早期に隔離等の対応をとることでクラスターの発生を抑止しており、多くの施設から、「感染が発生しても少数の職員にとどまっている。」との意見が寄せられている。

##### ア 施設従事者に対する検査

全職員を対象に週1回の頻回検査を実施

##### イ 入所者に対する検査

外部と接触のある新規入所者等を対象に、随時検査を実施

### 5 クラスターが発生した施設等への専門家派遣【継続】

感染拡大の防止を図るため、感染症対策に専門的知見を有する医師、看護師等

をクラスターが発生した医療機関や高齢者施設等に派遣し、ゾーニングや個人防護具の着脱等を指導

令和3年度派遣実績（令和4年2月7日現在・延数）

83施設（派遣人数：医師17名、看護師97名、FETP8名）

うち1月以降、40施設（派遣人数：医師4名、看護師42名、FETP2名）

FETP:国立感染症研究所において実地疫学専門家養成研修を修了した県職員

## 6 日常生活の回復

### (1) 後遺症対策【継続】

後遺症の診療をテーマとした医療機関向けの研修会の開催するなど、多くの医療関係者が最新の知見を得て、かかりつけ医などの地域の医療機関で、広く後遺症患者に対応できるよう努めている。

### (2) 迅速に利用できる検査の環境整備【拡充】

以下の検査を無料で行うため、県内330箇所(94箇所増:2月4日現在)の薬局等の検査実施拠点を整備

#### ア ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

(令和4年3月31日まで)

ワクチン・検査パッケージ制度または対象者全員検査及び民間におけるワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する取組で求められる検査を無料化

#### イ 感染拡大傾向時の一般検査事業

知事の要請に応じて、感染に不安を感じる無症状の県民が受検する検査を無料化

1月27日から、一時的に、原則として抗原定性検査でなくPCR検査等を選択していただくよう要請

### (3) レベルについて【継続】

1月1日にレベル2に移行

今後の感染状況、医療提供体制等により、レベルの変更を適宜検討

### (4) 社会機能維持者の事業の継続について【継続】

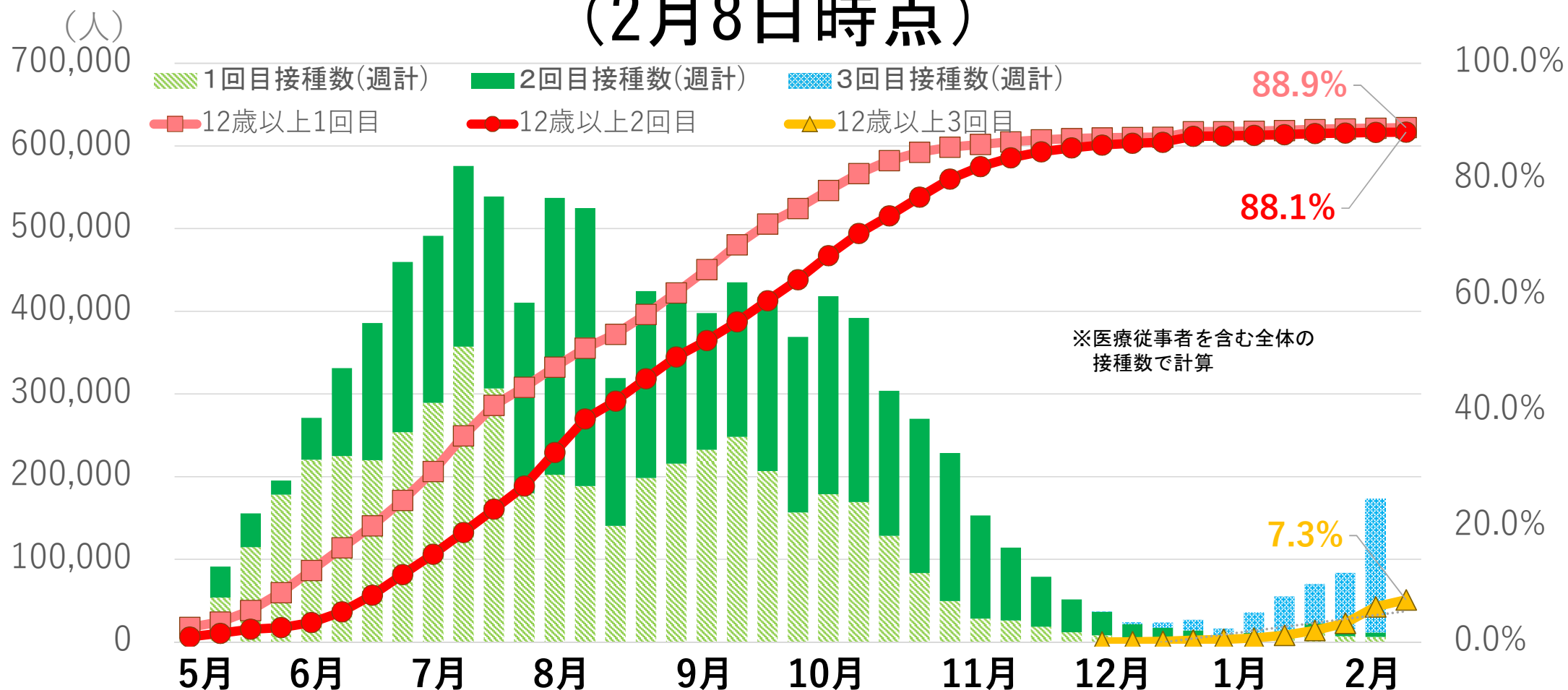
濃厚接触者とされた社会機能維持者については、当該者の業務への従事が事業の継続に必要である等、一定の要件を満たせば、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日から5日目、抗原定性検査キットを用いる場合は4日目と5日目の結果が陰性であれば、待機を解除することを認める。

※「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令和4年1月5日(令和4年2月2日一部改正)事務連絡)中の「濃厚接触者の取扱い」参照

(5) 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の臨床症状による診断について【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっていることから、令和4年1月27日から、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を可能とする。

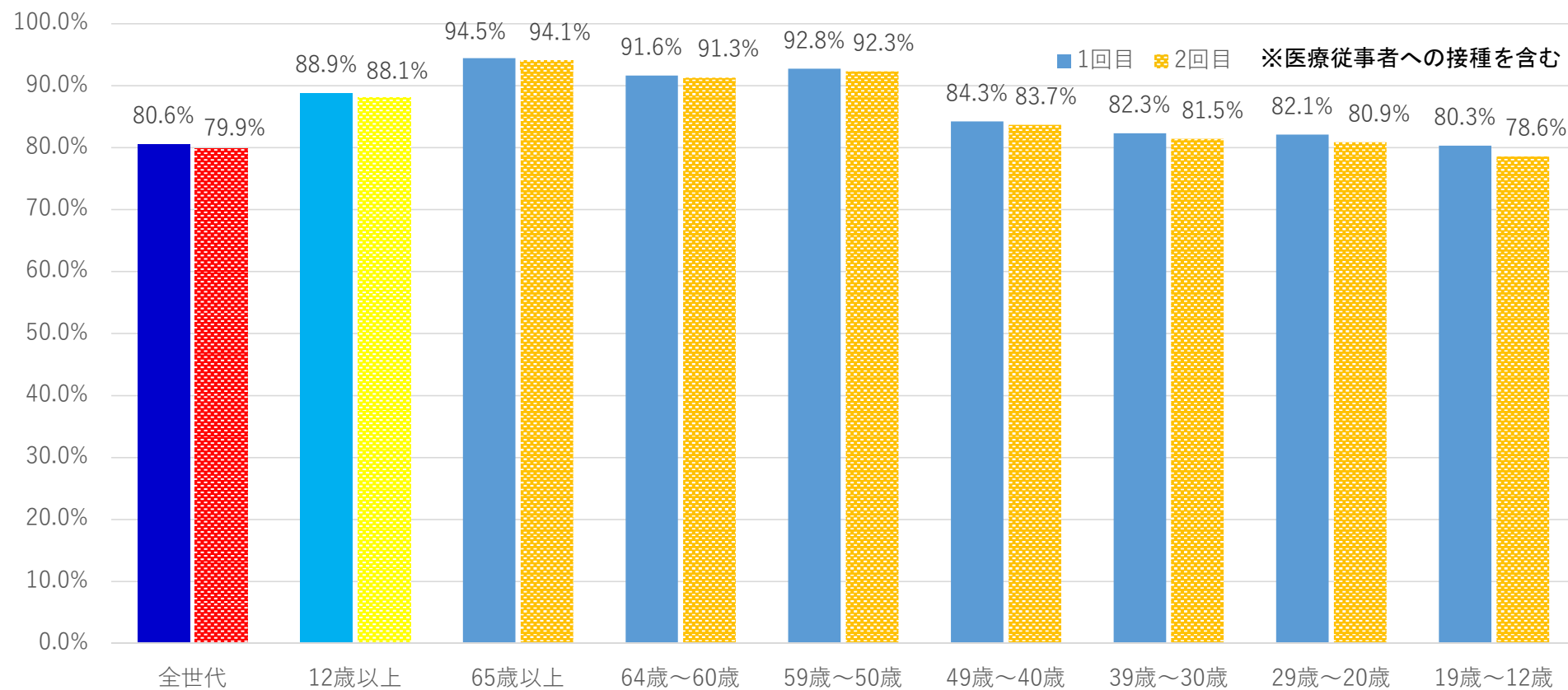
# 本県のワクチン接種率及び接種数の推移 (2月8日時点)



「時点日」までにワクチン接種記録システム（VRS）に記録され、集計されたデータを用いている。  
VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

# 世代別のワクチン接種率

2月8日時点



「時点日」までにワクチン接種記録システム（VRS）に記録され集計されたデータを、令和3年4月1日時点の人口データにより一部補正している。  
VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがある。

事務連絡  
令和4年1月5日  
令和4年2月2日一部改正

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

## 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

今般、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間について、

- ・原則、7日間で8日目に解除
- ・社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除という取扱いといたします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除を可能といたします。濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和4年1月28日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（10日間から7日への短縮等）や無症状患者（無症状病原体保有者）の療養基準の見直しについては、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者（無症状病原体保有者）にも適用いたします。

**濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱について追記しました。なお、本取扱は令和4年2月2日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用いたします。**

（主な改正箇所は**太字下線**）

## 記

### 1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること

※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

### 2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）

- が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

- ①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。
- ②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班
--------------------------------------

4. B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R変異株PCR検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株PCR検査及びゲノム解析の取扱い>

- ・変異株PCR検査については、B.1.1.529系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の5～10%程度のL452R変異株PCR検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。
- ※ただし、新規感染者数が15人/10万人未満の自治体においては、引き続き変異株PCR検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。



<B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

- ・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。
  - ・上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。
- ※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応する。

ただし、無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・上記により B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とする。
- ・ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
- ・上記いずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

（1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業

務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

- (2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
- (4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

(注) 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

上記の検査陽性者の濃厚接触者であって、当該検査陽性者と生活を共にする家族や同居者（当該検査陽性者が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者。以下「同居家族等」という。）の待機期間は、現時点までに得られた科学的知見に基づき、当該同居家族等が社会機能維持者であるか否かにかかわらず、  
・当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）

又は

・当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日  
のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症

日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

また、ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

## (参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年11月25日(令和4年1月25日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(別添) 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
  - ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
  - ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)

- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

#### 5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

## 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。  
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
  - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・理解度確認テスト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

## 1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

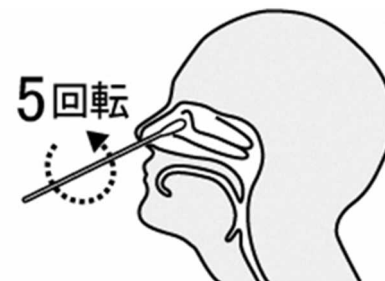
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査**を行います。

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



## 2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5 回程度回転させる
- ③ 5 秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

#### <試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

#### <試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

#### <結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

### 3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。



#### 4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf</a>